

秋田県居住支援協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、秋田県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、秋田県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

(役員)

第5条 協議会には会長1名を置く。

- 2 会長は、秋田県建設部建築住宅課長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し議長として会務を総括する。

(会の運営)

第6条 会議は会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めた場合、開催することができる。
- 3 協議会には、個別の事項を検討、協議するために部会を置くことができる。
- 4 部会の設置については、会議において定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、秋田県建設部建築住宅課内に置く。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	(公社)秋田県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会秋田県本部
賃貸住宅事業者	(公財)日本賃貸住宅管理協会秋田支部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会秋田支部
居住支援団体	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
県（市町村）内関係課等	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、東成瀬村、秋田県（長寿社会課、建築住宅課）